

私立幼稚園設置認可等の基準

第1 趣旨

群馬県における学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項に基づく私立幼稚園の設置認可(以下「新設認可」という。)及び収容定員の増加変更認可(以下「定員増認可」という。)の取扱いについては法令に定めるもののほかこの基準の定めるところによる。

第2 適正配置

1 新設認可

(1)私立幼稚園の新設については、次の各号のいずれかに該当する場合で、周辺の幼稚園及び保育所(以下「幼稚園等」という。)の収容規模及び定員充足状況、当該地域内の幼児人口の動向並びに通園距離等を勘案して、既設の幼稚園等と不当に競合することがないと認められる場合に限り認めるものとする。

- ① 既設の幼稚園等が廃止され、その収容する幼児を承継しようとするとき。
- ② 幼稚園類似施設が幼稚園の認可を受けようとするとき。
- ③ 幼稚園未設置町村又は未設置地域に設置しようとするとき。
- ④ 設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携型認定こども園(群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年群馬県条例第59号)第2条第1項各号に該当する施設をいう。以下同じ。)を構成する幼稚園(以下、「特例幼保連携幼稚園」という。)を設置しようとするとき。

(2)前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は認めないものとする。

- ① 私立幼稚園を新設しようとする設置者が、すでに私立幼稚園を2園以上設置しているとき。この場合、人格を異にしても同一人の設置にかかるものと見なされる場合も同様とする。
- ② 既設の幼稚園との直線距離が、おおむね2,000メートル未満であるとき。ただし、特例幼保連携幼稚園の設置等知事が特に認める場合はこの限りでない。
- ③ 新設の私立幼稚園の園児送迎バスの使用は、当分の間認めないものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

2 定員増認可

私立幼稚園の定員増については、必要に応じて認めるものとする。この場合、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として認めないものとする。

- ① 増加変更後の定員が315人を超えるとき。
- ② 増加変更後の定員が現行定員の2倍を超えるとき。
- ③ 現行定員の認可後3年を経過しないとき。

第3 適正規模

私立幼稚園を新設する場合の定員は、原則として80人とし、200人を上限とする。ただし、特例幼保連携幼稚園を新設する場合であって、当該幼稚園の定員と、当該幼稚園とともに幼保連携型認定こども園を構成する保育所の定員の合計が80人以上となるときは、10人以上とする。

第4 設置者

- 1 私立幼稚園を新設する場合の設置者は、学校法人でなければならない。
- 2 1の規定にかかわらず、特例幼保連携幼稚園は、保育所を設置する社会福祉法人によって設置されることができる。

第5 事業計画

1 事業計画書の提出

新設認可又は定員増認可を申請しようとする者は、幼稚園開園又は定員増実施予定年度の前々年度の2月末日までに、私立幼稚園設置事業計画書又は収容定員の変更に係る事業計画書を知事に提出しなければならない。

2 事業計画の承認

知事は、前項の事業計画書を受理したときは、書類審査及び現地調査に併せて当該市町村長の適正配置等についての意見を聴取したうえ、群馬県私立学校審議会の意見を聴いて計画の認否を決定するものとする。

第6 学校法人の基本財産等

1 基本財産

学校法人は、設立時に基本財産として、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第3章に規定する施設及び設備等を所有していなければならない。

2 運用財産

学校法人は、設立時に運用財産として、年間経常費予算の4分の1以上に相当する預金又は有価証券を保有していなければならない。

3 負債

学校法人設立時の負債は、施設及び設備等の整備に要したものであって、国、県及び市町村の補助金見込額に相当する未払金又は日本私立学校振興・共済事業団、県及び市町村から受けた未償還額若しくはこれら融資見込額に相当する未払金に限るものとする。

4 特例幼保連携幼稚園の基本財産等

上記1から3の規定は、特例幼保連携幼稚園設置時の社会福祉法人について準用する。

第7 認可前の園児募集

1 新設認可

新設認可前の園児募集は、原則として禁止する。ただし、第5.2による事業計画の承認を受けた場合には、園舎工事着工日又は開園予定の6か月前のいずれか遅い日以降、次の行為に限って認めるものとする。

① 募集要項の配付及び看板の掲示(「開園予定」又は「認可予定」を明示すること。)

② 入園願書受付

2 定員増認可

定員増認可を申請しようとする設置者は、定員増認可のあるまでは、現行定員を遵守しなければならない。ただし、第5.2による事業計画の承認を受け、園舎工事に着工した日以後においては、募集要項に「認可予定」を明示して、増加変更後の定員による園児募集をすることができる。

附 則

この基準は、昭和55年12月24日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後になされる事業計画の申請から適用する。

附 則

この基準は、平成12年8月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年11月1日から施行する。